

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新築後一定期間が経過し、かつ、狭小敷地に存するため、活用・流通されにくい空き家について、解体除却とその跡地の利活用を促し、もって周辺への生活環境に悪影響を及ぼすことを未然に防ぐとともに、健全で快適なまちづくりを推進することを目的に行う、京都市空き家等の（敷地活用）補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 建築物（共同住宅を除く。）又はこれに付属する工作物で、現に人が居住せず、又は使用していない状態にあるものをいう。
- (2) 敷地 1の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
- (3) 解体工事業者 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者をいう。

（補助金の交付対象となる空き家）

第3条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の区域内の土地（営利を主たる目的とする法人又は団体が所有する土地を除く。）に存し、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 次の(ア)から(イ)までに掲げる部分を除いた部分の面積（以下「有効土地面積」という。）が50平方メートル以下の1筆の土地（令和6年4月1日以降に、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第42条第2項、第3項又は第5項の規定により道路の境界線とみなされる線と道との間の部分、私道の用に供されている部分その他これらに類する部分の整理以外の目的で、1筆の土地を複数筆の土地に分割し、登記された土地を除く。以下同じ。）に存するもの。
 - (ア) 建基法第42条第1項に規定する道路となる部分
 - (イ) 建基法第42条第2項、第3項又は第5項の規定により道路の境界線とみ

なされる線と道との間の部分

(ウ) 不特定多数の者又は専ら特定の者の通行の用に供されている私道の部分

(エ) 路地状の部分のみにより道路又は通路に接する場合にあっては、路地状の部分のうち、京都市建築基準条例第5条第1項に規定する幅員以下の部分

(オ) (ア)から(エ)までに規定する部分に類するものとして市長が認める部分

イ 当該空き家が1筆の土地に存する場合であって、当該土地における建基法施行令第2条第1項第1号の規定に基づき算定した敷地面積（以下単に「敷地面積」という。）が、建基法、京都市風致地区条例その他法令により定められた当該土地が存する地域、区域、地区等における建蔽率の数値（法令により異なる数値が2以上定められている場合にあつては、それらの中で最も小さい数値）（以下「建蔽率の最高限度」という。）に応じて別表に定める面積以下であるもの。

ウ 1筆の土地に、別々に登記記録が作成された建物（不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）第2条22号に規定する区分建物であつて、区分して登記記録が作成されたものを含む。以下このウにおいて同じ。）が2以上存する場合であつて、各建物の1階の床面積（登記記録において附属建物の記録がある建物にあつては、当該附属建物の1階の床面積を含めた面積。以下このウにおいて同じ。）の比率に応じて当該土地の有効土地面積を案分して得られる面積が50平方メートル以下であるもの又は当該土地における当該建物に対する敷地面積（区分建物にあつては、各区分建物の1階の床面積の比率に応じて、当該土地における当該区分建物が属する一棟の建物に対する敷地面積を案分して得られる面積）が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積以下であるもの。

エ 補助金の交付申請日の1年前の時点において有効土地面積が50平方メートル以下又は敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積以下の1筆の土地に存していたが、その土地を含む複数の土地が合筆されたことにより、補助金の交付申請日において有効土地面積が50平方メートルを超え、又は敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積を超える1筆の土地に存するもの。ただし、次のいずれかの方法により合筆された場合であつて、合筆後の土地の所有者が補助金の交付申請日まで変更されていないものに限る。

(ア) 当該空き家及び当該空き家が存していた土地を所有していた者が、それに隣接する土地を含む1又は2以上の土地（以下「隣接等する土地」という。）を配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族（以下「親族」という。）以外の者から新たに取得し、当該空き家が存していた土地とそれに隣接等する土地を合筆した場合

(イ) 当該空き家が存していた土地に隣接する土地を所有していた者が、当該空き家及び当該空き家が存していた土地を親族以外の者から新たに取得し、当該空き家が存していた土地とそれに隣接等する土地を合筆した場合

(ウ) 当該空き家及び当該空き家が存していた土地並びにそれに隣接等する土地（当該空き家が存していた土地とそれに隣接等する土地の所有者が異なっていたものに限る。）を新たに取得した者（当該空き家が存していた土地及びそれに隣接等する土地のいずれも親族から取得した者を除く。）が、当該空き家が存していた土地とそれに隣接等する土地を合筆した場合

オ 当該空き家が2筆以上の土地にまたがって存する場合にあっては、それらの土地により構成される一団の土地の有効土地面積が50平方メートル以下であるもの又は当該一団の土地における敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積以下であるもの。

- (2) 個人が所有するものであること。
- (3) 昭和64年1月7日に現に存していたものであること。ただし、建基法の規定が適用されるに至った際（昭和25年11月23日）、現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造の建築物を除く。
- (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）第22条第3項又は京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例第16条第2項において準用する特措法第22条第3項に基づく命令の対象となっていないこと。
- (5) 第8条第4項に規定する補助事業について、国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 補助金の交付申請日から遡って10年以内に、国又は地方公共団体から耐震改修その他の改修工事に係る補助を受けていないこと。
- (7) 公共事業の補償の対象となっていないこと。
- (8) 補助金の交付の対象となる工事に現に着手していないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者。ただし、補助対象空き家の所有権を複数の者で共有している場合は、他の全ての共有者から当該空き家の解体除却について同意を得た者に限る。
- (2) 補助対象空き家の所有者の法定相続人。ただし、法定相続人が複数いる場合は、他の全ての法定相続人から当該空き家の解体除却について同意を得た者に限る。
- (3) 補助対象空き家の所有者が不存在で民事執行法（昭和54年法律第4号）第171条に規定する代替執行の決定を得た補助対象空き家が存する土地の所有者
- (4) 不在者財産管理人、相続財産の清算人等、公的機関が発行した書類により、補助対象空き家を処分する権限を有すると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とし
ない。

- (1) 京都市税の滞納のある者
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象空き家の解体除却工事（当該工事により隣接する建築物及び土地に補修等が必要となる場合は、そのための工事を含む。）であって、その内容又は工事費用について市長が適当と認めるもの。
- (2) 原則として、敷地全体を更地にする工事であること。ただし、補助対象空き家の一部又はこれに附属する門、塀等を残置することが安全上等の理由によりやむを得ないと市長が認める場合又は補助対象空き家が第3条第1号ウ又はエに該当する場合はこの限りでない。
- (3) 本市の区域内に本店又は主たる事務所を置く解体工事業者へ請け負わせて実施する工事であること。ただし、特別な理由があると市長が認める場合に限り、本市の区域外に本店又は主たる事務所を置く解体工事業者へ請け負わせる工事も認める。
- (4) 補助対象空き家の所有者がその敷地を所有する場合は、補助対象空き家を解体除却した後の跡地を速やかに市場流通（賃貸を除く。）させ、又は所有者が収益目的以外の用途で自ら利活用を図るものであること。市場流通させる場合にあっては、市場流通させたことを第三者が確認できる状態にするものであること。
- (5) 補助対象空き家の所有者がその敷地を所有しない場合は、補助対象空き家の所有者からその敷地の所有者に、補助対象空き家を解体除却した後の跡地の利活用を促すものであること。
- (6) 補助対象空き家の解体除却に伴い、補助対象空き家が存していた土地とそれに隣接等する土地とを一体として利用する場合は、一体利用を開始した日から10年間は一体として利用するものであること。ただし、一体として利用する土地をまとめて同一の者に売却する場合はこの限りでない。

(補助金の交付額等)

第6条 補助対象事業の実施に要する費用のうち、次に掲げる費用を補助金の交付の対象とする。ただし、事業者へ請け負わせて実施するものに限る。

- (1) 補助対象空き家の解体除却（動産の撤去を除く。）に要する費用
- (2) 補助対象空き家に附属する門、塀等の撤去に要する費用
- (3) 補助対象空き家の敷地内の立木竹等（雑草を除く。）の伐採に要する費用
- (4) 補助対象空き家の解体除却により隣接する建築物及び土地に補修等が必要となる場合は、当該補修等に要する費用

(5) その他市長が必要と認める費用

- 2 補助金の交付額は、補助対象事業の実施に要する費用のうち、前項各号の費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の合計額（以下「補助対象費用」という。）と補助対象空き家の床面積を合計した面積（補助対象空き家の登記記録に附属建物が記録されている場合は、当該附属建物の面積を加えた面積。以下「延べ面積」という。）に、当該年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」の「不良住宅等除却費」で定める木造住宅又は木造建築物の除却工事に要する費用の1平方メートル当たりの上限額（以下「基準単価」という。）を乗じて得た額のいずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、上限を600,000円とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合の補助金の交付額は、前項の規定にかかわらず、補助対象費用と補助対象空き家の延べ面積に基準単価を乗じて得た額に3分の4を乗じた額のいずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、上限を800,000円とする。
 - (1) 補助対象空き家及び当該補助対象空き家が存する土地を所有する者が当該補助対象空き家を解体除却した後、補助金の交付申請日から起算して1年が経過する日までに、当該補助対象空き家の跡地に隣接等する土地を親族以外の者から新たに取得し、当該補助対象空き家の跡地とそれに隣接等する土地を合筆する場合（合筆後の土地の有効土地面積が50平方メートルを超えるもの又は当該土地における敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積を超えるものに限る。）又は当該補助対象空き家の跡地とそれに隣接等する土地とを一体として利用する場合（それらの土地により構成される一団の土地の有効土地面積が50平方メートルを超えるもの又は当該一団の土地における敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積を超えるものに限る。）
 - (2) 補助対象空き家及び当該補助対象空き家が存していた土地を所有していた者が、補助金の交付申請日から遡って1年以内に当該補助対象空き家が存していた土地に隣接等する土地を親族以外の者から新たに取得した場合であって、当該補助対象空き家が存していた土地とそれに隣接等する土地を合筆した場合（合筆後の土地の有効土地面積が50平方メートルを超えるもの又は当該土地における敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積を超えるものに限る。）又は当該補助対象空き家を解体除却した後、当該補助対象空き家の跡地とそれに隣接等する土地とを一体として利用する場合（それらの土地により構成される一団の土地の有効土地面積が50平方メートルを超えるもの又は当該一団の土地における敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積を超えるものであって、当該補助対象空き家が存していた土地を所有していた者が当該補助対象空き家が存していた土地に隣接等する土地を取得して以降、補助対象空き家を解体除却するまで当該補助対象空き家が存していた土地及びそれに隣接等する土地の所有者が変更されていないものに限る。）

- (3) 補助対象空き家が存していた土地に隣接する土地を所有していた者が、補助金の交付申請日から遡って1年以内に当該補助対象空き家及び当該補助対象空き家が存していた土地を親族以外の者から新たに取得した場合であって、当該補助対象空き家が存していた土地とそれに隣接等する土地を合筆した場合（合筆後の土地の有効土地面積が50平方メートルを超えるもの又は当該土地における敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積を超えるものに限る。）又は当該補助対象空き家を解体除却した後に、当該補助対象空き家の跡地とそれに隣接等する土地とを一体として利用する場合（それらの土地により構成される一団の土地の有効土地面積が50平方メートルを超えるもの又は当該一団の土地における敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積を超えるものであって、当該補助対象空き家が存していた土地に隣接する土地を所有していた者が当該補助対象空き家が存していた土地を取得して以降、補助対象空き家を解体除却するまで当該補助対象空き家が存していた土地及びそれに隣接等する土地の所有者が変更されていないものに限る。）
- (4) 補助金の交付申請日から遡って1年以内に補助対象空き家及び当該補助対象空き家が存していた土地並びにそれに隣接等する土地（当該補助対象空き家が存していた土地とそれに隣接等する土地の所有者が異なっていたものに限る。）を新たに取得した者（当該補助対象空き家が存していた土地及びそれに隣接等する土地のいずれも親族から取得した者を除く。）が、当該補助対象空き家が存していた土地とそれに隣接等する土地を合筆した場合（合筆後の土地の有効土地面積が50平方メートルを超えるもの又は当該土地における敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積を超えるものに限る。）又は当該補助対象空き家を解体除却した後に、当該補助対象空き家の跡地とそれに隣接等する土地とを一体として利用する場合（それらの土地により構成される一団の土地の有効土地面積が50平方メートルを超えるもの又は当該一団の土地における敷地面積が建蔽率の最高限度に応じて別表に定める面積を超えるものであって、当該補助対象空き家が存していた土地及びそれに隣接等する土地を新たに取得した者がそれらを取得して以降、補助対象空き家を解体除却するまで当該補助対象空き家が存していた土地及びそれに隣接等する土地の所有者が変更されていないものに限る。）

（長屋建て住宅の特例）

- 第7条 長屋建て住宅（重層長屋を除く。）の場合においては、1の住戸を補助対象空き家とみなすことができる。この場合において、長屋建て住宅の全住戸のうち一部の住戸を解体除却するときは、残存する住戸の安全性を確保するための措置が講じられなければならない。
- 2 前項の場合において、連続する2以上の住戸を同時に解体除却するときは、前条第2項又は第3項の規定にかかわらず補助金の交付額は、次に掲げる額のうち最も少ない額とする。

- (1) 補助対象費用と解体除却する住戸の延べ面積の合計に基準単価を乗じて得た額のいずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (2) 補助対象空き家の数に600,000円を乗じて得た額
 - (3) 1,800,000円
- 3 前項の場合において、前条第3項各号のいずれかに該当する場合の補助金の交付額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額のうち最も少ない額とする。
- (1) 補助対象費用と解体除却する住戸の延べ面積の合計に基準単価を乗じて得た額に3分の4を乗じた額のいずれか少ない額に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - (2) 補助対象空き家の数に600,000円を乗じて得た額に200,000円を加えた額
 - (3) 2,000,000円
- 4 第2項第2号及び前項第2号の補助対象空き家の数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数とする。
- (1) 解体除却する住戸の延べ面積の合計が80平方メートル以下のとき 1
 - (2) 解体除却する住戸の延べ面積の合計が80平方メートルを超えるとき 80平方メートル以内を増すごとに前号の数に1を加えた数

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着手前に、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
 - (2) 補助対象空き家の現況写真
 - (3) 補助対象空き家が第3条第1号から第3号までの規定に適合していることが確認できる書類
 - (4) 補助対象空き家が現に人が居住せず、又は使用していない状態にあることが確認できる書類
 - (5) 申請者が第4条第1項各号のいずれかに適合する者であることが確認できる書類
 - (6) 補助対象工事の実施に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
 - (7) 第6条第3項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、その事実が確認できる書類の写し
 - (8) 誓約書兼同意書（第2号様式）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による交付申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容を審査し、条例第10条第1項又は第2項に規定する交付及び交付予定額を

決定したときは、条例第 12 条第 1 項の規定により京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知する。

- 3 市長は、第 1 項の規定による交付申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容を審査し、条例第 10 条第 3 項に規定する不交付を決定したときは、条例第 12 条第 2 項の規定により京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金不交付決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知する。
- 4 第 2 項の通知を受けた申請者（以下「認定申請者」という。）は、当該通知を受けた日（以下「交付決定通知日」という。）から当該通知に係る工事（以下「補助事業」という。）に着手することができる。

（補助事業の履行期間及び履行期間の延長）

第 9 条 認定申請者は、交付決定通知日の翌日から起算して 6 か月を経過する日（その日が京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 4 条第 1 項に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日。以下「完了期限」という。）までに、補助事業を完了し第 11 条に規定する実績報告を行わなければならない。ただし、6 か月を経過する日が交付決定通知日の属する年度の 3 月 15 日（同日が京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 4 条第 1 項に規定する休日に当たるときは、同日前において同日に最も近い休日でない日。以下この項において同じ。）を超える場合は、3 月 15 日を完了期限とする。

- 2 認定申請者は、前項の完了期限までに補助事業を完了する見込みがないときは、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業変更承認申請書（第 5 号様式）によりあらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、市長は、事由及び予算の執行状況を勘案し、相当と認める場合に限り、前項の規定にかかわらず、1 年を限度とし、相当の期限を定めて完了期限を延長することができる。
- 3 市長は、前項前段の申請を承認するときは、延長した完了期限を京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業変更承認通知書（第 6 号様式）により、承認しないときは、その理由を付して京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業変更不承認通知書（第 7 号様式）により認定申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容変更、休止等）

第 10 条 認定申請者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業変更申請書によりあらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合はこの限りでない。

- (1) 第 6 条第 1 項に規定する補助対象工事に変更を生じない工事内容の変更
- (2) 交付予定額に変更を生じない補助対象費用の変更
- (3) その他市長が認めるもの

- 2 市長は、前項による申請を承認するときは、承認した変更内容及び変更した交付予定額を京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業変更承認通知書により、承認しないときは、その理由を付して京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業変更不承認通知書により認定申請者に通知するものとする。
- 3 認定申請者は、補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業休止・廃止報告書（第8号様式）によりその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 認定申請者は、補助事業の完了後、速やかに条例第18条第1項の規定による報告を市長に行わなければならない。

- 2 前項の報告は、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業実績報告書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。
 - (1) 補助事業に係る請負契約書又はこれに代わる書類の写し
 - (2) 補助事業の施工者が発行する請求書の写し又は精算書の写し（工事金額の内訳が記載されているもの。）
 - (3) 補助事業に要した費用を支払ったことを証する領収書の写し
 - (4) 補助事業完了後の状況を示す写真
 - (5) 認定申請者が補助対象空き家の解体除却後の跡地を所有し、当該跡地を市場流通させる場合にあつては、当該跡地を市場流通させたことが分かる書類
 - (6) 認定申請者が補助対象空き家の解体除却後の跡地を所有し、当該跡地を自ら利活用する場合にあつては、利活用の方法、計画及び状況が分かる書類
 - (7) 第6条第3項各号のいずれかに該当する場合にあつては、その事実が確認できる書類の写し（第8条第1項の交付申請書の添付書類で確認できるものを除く。）
 - (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の決定）

第12条 市長は、前条第1項の実績報告の日から30日以内に条例第19条の規定により交付額を決定し、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付額確定通知書（第10号様式）により認定申請者に通知するものとする。ただし、同期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、当該期間を延長することができる。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた認定申請者は、当該通知を受けた日から30日以内に京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金請求書（第11号様式）により補助金の請求を行わなければならない。

（交付の決定の取消し）

第14条 市長は、条例第22条第1項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 認定申請者が第9条第2項並びに第10条第1項及び第3項の規定による申請を怠ったとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき

2 認定申請者から第10条第3項の規定による補助事業の休止又は廃止の報告があったときは、交付の決定はなかったものとみなす。

(報告の徴収)

第15条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、認定申請者又は当該補助事業の工事を施工する者に、当該補助事業の実施状況等を報告させることができる。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局住宅室技術担当部長が定める。

附 則(令和6年7月26日都市計画局住宅政策担当局長決定)

この要綱は、令和6年8月22日から施行する。

附 則(令和7年3月25日都市計画局住宅政策担当局長決定)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条及び第6条関係)

建蔽率の最高限度	面積
10分の2	150平方メートル
10分の3	100平方メートル
10分の4	75平方メートル
10分の5	60平方メートル
10分の6以上	50平方メートル

第1号様式（第8条関係）

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所 (〒 -)	申請者の氏名 (電話: - -)

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助対象空き家の概要	所在	※建物の登記事項証明書の表題部の「所在」欄から転記してください。 京都市 区	
	家屋番号	※建物の登記事項証明書の表題部の「家屋番号」欄から転記してください。	
	建築年	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 ____年	
	形態	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 長屋建て (申請住戸の数 戸/全 戸)	
	添付書類	別紙のとおり ※裏面「添付書類チェックリスト(1)」参照	
補助事業実施予定期間	自(解体除却工事着手)	令和 年 月 日	
	至(跡地の活用・流通)	令和 年 月 日	
解体除却工事を行う事業者	別紙(許可書又は登録書の写し)のとおり (担当者: 電話: - -) (京都市内に本店又は主たる事務所を置く事業者でない場合はその理由)		
解体除却後の敷地の状況	補助対象空き家の一部又はこれに附属する門、塀等の残置物の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (残置物:) (残置理由:)		
見積書の金額	金 円 (税抜き)		
解体除却に伴い隣接等する土地との一体利用*	<input type="checkbox"/> する	(一体利用する(又は合筆した)土地の所在 京都市 区)	
	添付書類	別紙のとおり ※別紙「添付書類チェックリスト(2)」参照	
	<input type="checkbox"/> しない	※ 補助対象空き家の土地の所有者とそれに隣接等する土地の所有者とが異なっていたものが、所有権移転によりそれらの土地を同一の者が所有することとなり、一体の土地として利用され、又はそれらの土地が1筆の土地に合筆されるもの。	
解体除却後の跡地の利活用方法	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 土地所有者に返却 <input type="checkbox"/> 自己利用 (利用方法:) <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考			

※ 該当する□にレ印を記入してください。

(裏面に続く)

添付書類チェックリスト（１）

<input type="checkbox"/>	① 補助対象空き家の付近見取図（縮尺 1,500 分の 1 程度の住宅地図 等）※補助対象空き家を図示したもの
<input type="checkbox"/>	② 補助対象空き家の現況写真（2 か月以内に撮影したもの） ※ A 4 サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載したもの ※ 解体除却後に残置する物がある場合は、当該残置物の現況写真も提出してください。
<input type="checkbox"/>	③ 補助対象空き家に居住・使用していないことが確認できる書類の写し（所有者の住民票 など）
<input type="checkbox"/>	<④-1 補助対象空き家の建物の登記がされている場合> <input type="checkbox"/> 補助対象空き家の建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※の写し ↳ <input type="checkbox"/> 補助対象空き家が建てられた時期が確認できる （確認できない場合は、建物の閉鎖事項証明書その他建てられた時期が確認できる書類を添付（下記⑧も参照）） ※ 3 か月以内に発行されたもの。登記情報提供サービスから印刷したものは不可 ※ 1 筆の土地に別々に登記記録が作成された建物（区分して登記記録が作成された区分建物を含む。）が 2 以上存する場合であって、そのうちの 1 つが補助対象空き家である場合は、全ての建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
	<④-2 補助対象空き家の建物の登記がされていない場合> 補助対象空き家の①所有者、②床面積、③建てられた時期が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> ①所有者（家屋の固定資産評価証明書（共有名義の場合は共有者氏名表）など） <input type="checkbox"/> ②床面積（家屋の固定資産評価証明書（家屋明細書）など） <input type="checkbox"/> ③建てられた時期（家屋の固定資産税の課税開始時期が確認できる書類など） ※ ①、②は 3 か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	⑤ 補助対象空き家が存する土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し ※ 3 か月以内に発行されたもの。登記情報提供サービスから印刷したものは不可 ※ 補助対象空き家が複数の土地にまたがって建っている場合は、その全ての土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
<input type="checkbox"/>	⑥ 解体除却する事業者の工事見積書（内訳明細が記載されたもの）の写し ※ 宛名は申請者名で、見積書内に解体除却する空き家の所在地が記載されているもの
<input type="checkbox"/>	⑦ 解体除却する事業者の建設業許可又は解体工事業の登録の写し
<input type="checkbox"/>	⑧ 誓約書兼同意書（第 2 号様式）
<input type="checkbox"/>	⑨ 申請者の本人確認書類の写し（顔写真付き 1 点 又は 顔写真なし 2 点）
該当する 場合の み 添 付	<土地の登記面積が 50 ㎡超の場合（隣接等する土地との一体利用のために合筆した場合は除く。）> <input type="checkbox"/> （要綱第 3 条第 1 号アに該当する場合） 道路後退部分、私道部分、路地状敷地の路地状部分等を除いた部分の土地面積が 50 ㎡以下であることを示した図及び写真（A 4 サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載） <input type="checkbox"/> （要綱第 3 条第 1 号イに該当する場合） 当該土地の地域等における建蔽率が分かる書類の写し <input type="checkbox"/> 建築基準法に規定する敷地面積が建蔽率に応じて要綱の別表に定める面積以下であることを示した図及び写真（A 4 サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載） （ <input type="checkbox"/> 土地の登記面積が建蔽率に応じて要綱の別表に定める面積以下であるため添付を省略）
	<建物の登記事項証明書（全部事項証明書）に記載された所有者の住所と現住所に相違がある場合> <input type="checkbox"/> 住民票又は転送された郵便物（旧住所の記載がある書類）の写し ※ ③の住民票で確認できる場合は不要。添付できない場合は誓約書（第 12 号様式）を添付
	<補助対象空き家の所有権を複数の者で共有している場合> <input type="checkbox"/> 申請者以外の所有者全員の同意書の写し（任意様式（参考様式 1））
	<相続による補助対象空き家の所有権移転が未登記の場合> <input type="checkbox"/> 所有者（被相続人）が死亡していること及び法定相続人が確認できる書類の写し （例：法務局で交付を受けた法定相続情報一覧図の写し など） <input type="checkbox"/> 法定相続人が複数いる場合は、申請者以外の法定相続人全員の同意書の写し（任意様式（参考様式 2））
	<売買契約後の補助対象空き家の所有権移転が未登記の場合> <input type="checkbox"/> 売買契約書（全ページ）の写し <input type="checkbox"/> 売買契約金額を支払った領収書（分割払いの場合は全額分）の写し
	<補助対象空き家の建物に所有権以外の権利が設定されている場合> <input type="checkbox"/> 所有権以外の権利者の同意書の写し（任意様式（参考様式 3））
	<長屋建て住宅の全住戸のうち一部の住戸を解体除却する場合> <input type="checkbox"/> 他の住戸の所有者が確認できる書類の写し（例：各住戸の建物の登記事項証明書） <input type="checkbox"/> 他の全ての住戸の所有者の同意書の写し（任意様式（参考様式 4））
	<補助対象空き家の所有者と補助対象空き家が存する土地の所有者とが異なる場合> <input type="checkbox"/> 土地所有者の同意書の写し（任意様式（参考様式 5））※土地所有者が申請者である場合は不要
	<補助対象空き家が存する土地の所有者が申請する場合> <input type="checkbox"/> 補助対象空き家の所有者が不存在で民事執行法第 171 条の代替執行の決定を得たことを証する書類の写し
	<民法の規定による財産の管理人等、補助対象空き家を処分する権限を有する者が申請する場合> <input type="checkbox"/> 補助対象空き家を処分する権限を有することを証する書類の写し
	<申請手続等を申請者以外の者に代行させる場合> <input type="checkbox"/> 委任状（第 14 号様式）及び受任者の本人確認書類の写し ※受任者が法人の担当者の場合は、当該法人の従業員であることが確認できる書類の写しも併せて添付

※ 添付した書類の□には、レ印を記入してください。

※ 上記のほかにも、書類の提出を求めることがあります。

添付書類チェックリスト（2）

補助対象空き家の土地とそれに隣接等する土地を合筆した場合又は補助対象空き家の解体除却に伴い一体として利用する場合

<input type="checkbox"/>	① 補助対象空き家の所有者が、補助対象空き家の解体除却後に隣接等する土地を新たに取得 [*] する予定の場合 ※ この申請から1年以内に、配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族以外の者から取得する予定のものに限る。
<input type="checkbox"/>	一体利用する予定の各土地の地番、形状及び位置関係が確認できる書類の写し（例：公図、地積測量図（3か月以内に発行されたもの））
<input type="checkbox"/>	一体利用する予定の各土地（補助対象空き家が存する土地を除く。）の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（3か月以内に発行されたもの）
<input type="checkbox"/>	一体利用する予定の各土地（補助対象空き家が存する土地を除く。）の現況写真（2か月以内に撮影したもの）※A4サイズ用の紙に貼付し、撮影日を記載
<input type="checkbox"/>	次の②～④のいずれかに該当する場合
<input type="checkbox"/>	② 補助対象空き家の所有者が、補助対象空き家の解体除却前に隣接等する土地を新たに取得 [*] した場合 ※ この申請から遡って1年以内に、配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族以外の者から取得したものに限り。
<input type="checkbox"/>	③ 補助対象空き家に隣接する土地の所有者が、補助対象空き家及び補助対象空き家が存する土地を新たに取得 [*] した場合 ※ この申請から遡って1年以内に、配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族以外の者から取得したものに限り。
<input type="checkbox"/>	④ 補助対象空き家及び補助対象空き家が存する土地並びにそれに隣接等する土地の所有者以外の者がそれらを新たに取得 [*] した場合 ※ この申請から遡って1年以内に取得したもので、補助対象空き家が存する土地とそれに隣接等する土地の所有者が異なっていたものを第三者が取得したものに限り。ただし、補助対象空き家が存する土地及びそれに隣接等する土地のいずれも配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族から取得した場合は除く。
	(1) 一体利用する土地の合筆登記を実施していない場合
<input type="checkbox"/>	一体利用する予定の各土地の地番、形状及び位置関係が確認できる書類の写し（例：公図、地積測量図（3か月以内に発行されたもの））
<input type="checkbox"/>	一体利用する予定の各土地（補助対象空き家が存する土地を除く。）の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（3か月以内に発行されたもの）
<input type="checkbox"/>	一体利用する予定の各土地（補助対象空き家が存する土地を除く。）の現況写真（2か月以内に撮影したもの） ※A4サイズ用の紙に貼付し、撮影日を記載
<input type="checkbox"/>	誓約書（第13号様式）
	(2) 一体利用する土地の合筆登記を実施済みの場合
<input type="checkbox"/>	合筆の対象となった各土地の合筆前の地番、形状及び位置関係が確認できる書類の写し（例：合筆前の公図、地積測量図 等）
<input type="checkbox"/>	合筆により閉鎖された全ての土地の登記事項証明書（閉鎖事項証明書）の写し
<input type="checkbox"/>	誓約書（第13号様式）
	次のア、イのいずれかを添付
ア	<input type="checkbox"/> 合筆前に補助対象空き家が存していた土地について、道路後退部分、私道部分、路地状敷地の路地状部分等を除いた部分の土地面積が50㎡以下であることを示した図及び写真（A4サイズ用の紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載） （ <input type="checkbox"/> 土地の登記面積が50㎡以下であったため添付を省略）
イ	<input type="checkbox"/> 当該土地の地域等における建蔽率が分かる書類
	<input type="checkbox"/> 合筆前に補助対象空き家が存していた土地について、建築基準法に規定する敷地面積が建蔽率に応じて要綱の別表に定める面積以下であることを示した図及び写真（A4サイズ用の紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載） （ <input type="checkbox"/> 土地の登記面積が建蔽率に応じて要綱の別表に定める面積以下であったため添付を省略）

誓約書兼同意書

（宛先）京都市長

私は、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金（以下「補助金」という。）の交付申請に当たり、下記の事項について誓約し、及び同意します。

記

<誓約事項>

- 1 補助金の交付申請書及び添付書類の内容は事実と相違ないこと。
- 2 補助対象空き家は、現に人が居住せず、又は使用していない状態にあること。
- 3 補助金を交付申請する補助事業について、国又は地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- 4 補助対象空き家は、補助金の交付申請日から遡って10年以内に、国又は地方公共団体から耐震改修その他の改修工事に係る補助を受けていないこと。
- 5 補助対象空き家は、公共事業の補償の対象となっていないこと。
- 6 京都市税の滞納がないこと。
- 7 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- 8 解体除却に伴い、補助対象空き家が存する土地と補助対象空き家が存する土地に隣接等する土地とを一体として利用する場合は、同一の者にまとめて売却する場合を除き、一体利用を開始した日から10年間は一体利用を解消しないこと。
- 9 補助対象空き家が存する土地を所有している場合は、解体除却後の跡地について、所有している期間中、雑草の繁茂等により周辺住民の居住環境を悪化させないよう適正に管理を行うこと。
- 10 補助金の交付申請及び補助事業の実施により発生したトラブル等については、申請者の責任において全て解決し、京都市に対して一切の損害を与えないこと。

<同意事項>

- 1 補助金の交付に必要な範囲内において、京都市が必要事項を調査し、及び関係機関へ照会を行うこと。
- 2 誓約事項に反する事実が判明したことにより補助金の交付の決定が取り消された場合には、交付された補助金を定められた期限内に全額返還すること。

令和 年 月 日

（申請者）

住 所 _____

（ふりがな）

氏 名 _____

（生年月日： 年 月 日）

京都市指令都住政第 号
令和 年 月 日

様

京都市長 松井 孝治 印
(担当：都市計画局住宅住宅政策課)

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

補助対象空き家	所 在	京都市 区
	家屋番号	
補 助 金 交 付 予 定 額	金	円
交付の条件は次のとおりとする。 1 完了期限 ^{*1} までにこの通知に係る工事（以下「補助事業」という。）を完了する見込みがないとき又は補助事業の内容を変更 ^{*2} しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 補助事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。 3 補助事業の完了後、速やかに当該補助事業の実績報告を市長に行わなければならない。 ※1 この通知を受けた日の翌日から起算して6か月を経過する日又はこの通知を受けた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日（その日が京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第1項に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日。） ※2 要綱第6条第1項に規定する補助対象工事に変更を生じない工事内容の変更、交付予定額に変更を生じない補助対象費用の変更又はその他市長が認めるものを除く。		

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第8条関係）

京都市指令都住政第 号
令和 年 月 日

様

京都市長 松井 孝治 印
(担当：都市計画局住宅室住宅政策課)

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金について、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき通知します。

記

不交付の理由

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第9条及び第10条関係）

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業変更承認申請書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所 (〒 -)	申請者の氏名
	(電話: - -)

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱 第9条第2項
第10条第1項
の規定により申請します。

補助金交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都住政策 号
--------------------	----------------------

補助事業変更承認通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都住政策 号
---------------------	----------------------

変更区分	<input type="checkbox"/> 補助事業の完了期限までに完了する見込みがない ⇒(あ)及び(い)欄を記入 <input type="checkbox"/> 補助事業の内容の変更 ⇒(あ)、(う)及び(え)欄を記入 <input type="checkbox"/> その他 ⇒(あ)及び(う)欄を記入
------	---

(あ) 変更理由	※具体的に記載すること。別紙に記載することも可。
----------	--------------------------

(い) 補助事業の完了見込み	変更前	令和 年 月 日
	変更後	令和 年 月 日 ※上記の(あ)変更理由に見合った時期を記入すること。

(う) 変更内容	変更前	
	変更後	

(え) 補助金交付額	補助金交付予定額 (変更前)	金 円
	補助金交付申請額 (変更後)	金 円

※ 申請事項に応じて、適宜、写真、補助金額算出書等の資料を添付してください。

第6号様式（第9条及び第10条関係）

京都市指令都住政第 号
令和 年 月 日

様

京都市長 松井 孝治 印
(担当：都市計画局住宅室住宅政策課)

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付決定（令和 年 月 日付け京都市都住政第 号（補助事業変更承認 令和 年 月 日付け京都市都住政第 号））に係る申請事項などの変更について、下記のとおり承認することを決定しましたので、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱第 条第 項の規定に基づき通知します。

記

補助金 交付予定額	変更前	金 円
	変更後	金 円
変更内容	変更前	
	変更後	

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第7号様式（第9条及び第10条関係）

京都市指令都住政第 号
令和 年 月 日

様

京都市長 松井 孝治 印
(担当：都市計画局住宅室住宅政策課)

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業変更不承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付決定（令和 年 月 日付け京都市都住政第 号（補助事業変更承認 令和 年 月 日付け京都市都住政第 号））に係る申請事項などの変更については、下記のとおり承認しないことを決定しましたので、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱第 条第 項の規定に基づき通知します。

記

承認しない理由

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第8号様式（第10条関係）

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業休止・廃止報告書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所（〒 — ）	申請者の氏名 (電話: — —)

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱第10条第3項の規定により、補助事業を休止し、又は廃止する旨を報告します。	
補助金交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都住政第 号
補助事業変更承認通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都住政第 号
中止又は廃止の理由	

第9号様式（第11条関係）

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助事業実績報告書

(宛先) 京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所 (〒 -)	申請者の氏名
	(電話: - -)

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

補助金交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日	京都市指令都住政第 号
補助事業変更承認通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日	京都市指令都住政第 号
補助金交付予定額	金 円	
補助事業の実施期間	自（解体除却工事着手）	令和 年 月 日
	至（跡地の活用・流通）	令和 年 月 日
補助事業に要した費用（実支出額）	金 円（税抜き）	
解体除却後の敷地の状況	補助対象空き家の一部又はこれに附属する門、塀等の残置物の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（残置物： 残置理由：）	
解体除却後の跡地の利活用方法	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 自己利用（利用方法： <input type="checkbox"/> 土地所有者に返却 <input type="checkbox"/> 土地所有者に敷地の利活用を促し済み <input type="checkbox"/> その他（）	
解体除却に伴い隣接等する土地との一体利用※	<input type="checkbox"/> する（一体利用する（又は合筆した）土地の所在 京都市 区）	
	添付書類	別紙のとおり ※別紙「添付書類チェックリスト（2）」参照
	<input type="checkbox"/>	空き家利活用の普及啓発等のために、京都市が補助事業に係る写真等を使用し、ホームページや広報物等において事例紹介することに同意します。
	<input type="checkbox"/> しない ※ 補助対象空き家の土地の所有者とそれに隣接等する土地の所有者とが異なっていたものが、所有権移転によりそれらの土地を同一の者が所有することとなり、一体の土地として利用され、又はそれらの土地が1筆の土地に合筆されるもの。	
添付書類	別紙のとおり ※裏面「添付書類チェックリスト（1）」参照	
備考		

(裏面に続く)

添付書類チェックリスト（2）

補助対象空き家の解体除却に伴い、補助対象空き家の土地とそれに隣接等する土地を合筆した場合又は一体として利用する場合

① 補助対象空き家の所有者が、補助対象空き家の解体除却後に隣接等する土地を新たに取得した場合	
<input type="checkbox"/>	一体利用する土地の合筆登記を未実施の場合
<input type="checkbox"/>	一体利用する各土地（補助対象空き家が存していた土地を除く。）の所有権移転登記後の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（3か月以内に発行されたもの）
<input type="checkbox"/>	現況写真（一体として利用する土地の全景が分かるもの） ※A4サイズ用の紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載
<input type="checkbox"/>	誓約書（第13号様式）
<input type="checkbox"/>	一体利用する土地の合筆登記を実施済みの場合
<input type="checkbox"/>	合筆後の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（3か月以内に発行されたもの）
<input type="checkbox"/>	現況写真（土地の全景が分かるもの） ※A4サイズ用の紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載
<input type="checkbox"/>	誓約書（第13号様式）
② 補助対象空き家の所有者が、補助対象空き家に隣接等する土地を新たに取得した後、解体除却した場合	
③ 補助対象空き家に隣接等する土地の所有者が、補助対象空き家及びその敷地を新たに取得して解体除却した場合	
④ 補助対象空き家及びその敷地並びにそれに隣接等する土地の所有者以外の者が、それらを新たに取得して解体除却した場合	
<input type="checkbox"/>	現況写真（一体として利用する土地の全景が分かるもの） ※A4サイズ用の紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載
<input type="checkbox"/>	（交付申請時に合筆登記未実施であったが、その後、合筆登記を実施した場合のみ） 合筆登記後の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し（3か月以内に発行されたもの）

※添付した書類にはチェック☑をしてください。

第10号様式（第12条関係）

京都市指令都住政策第 号
令和 年 月 日

様

京都市長 松井 孝治 印
(担当：都市計画局住宅室住宅政策課)

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで報告がありました補助事業の実績について、令和 年 月 日付け京都市都住政策 号（補助事業変更承認 令和 年 月 日付け京都市都住政策 号）の補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 11 号様式（第 13 条関係）

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金請求書

（宛先）京都市長	令和 年 月 日
申請者の住所（〒 — ）	申請者の氏名
	（電話： — — ）

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱第 13 条の規定により、補助金を請求します。	
補助金交付額確定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都住政第 号
補助金請求額	金 円

振込口座

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号
銀行 金庫	支店 出張所	<input type="checkbox"/> 普通(総合) <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字等)			

※ 原則として、申請者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号を記入してください。

誓約書

(宛先) 京都市長

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金を申請するに当たり、登記事項証明書（全部事項証明書）の権利部（甲区）に記載された住所と現在居住している住所が異なりますが、本人に相違ありません。

令和 年 月 日

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

誓約書

(宛先) 京都市長

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金（以下「補助金」という。）の交付申請又は実績報告に当たり、私が取得した

- 補助対象空き家が存する土地
 補助対象空き家が存する（存していた）土地に隣接等する土地

の取得の相手方について、下記のとおり相違ありません。

記

	所在	取得の相手方
補助対象空き家が存する土地	京都市 区	<input type="checkbox"/> 親族（※1） <input type="checkbox"/> 親族以外
	(合筆登記済みの場合は合筆前の地番)	
補助対象空き家が存する（存していた）土地に隣接等する土地	1 京都市 区	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 親族以外
	(合筆登記済みの場合は合筆前の地番)	
	2 京都市 区	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 親族以外
(合筆登記済みの場合は合筆前の地番)		
3 京都市 区	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 親族以外	
	(合筆登記済みの場合は合筆前の地番)	

※1 親族とは、配偶者又は3親等内の血族若しくは姻族をいいます。

※2 該当する□にレ印を記入してください。

令和 年 月 日

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

委 任 者	住所 (〒 -)
	氏名
	連絡先 (電話番号) - -

私は、次の者を代理人と定め、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金に係る一切の手続の権限を委任します。

代 理 人	住所（法人の場合は所在地） (〒 -)
	氏名（法人の場合は、名称、代表者名及び担当者名）
	連絡先 (電話番号) - - ※可能な限り、平日の日中に連絡がとれる番号を御記入ください。

※ 代理人についても本人確認を行いますので、本人確認書類の写しを提出してください。
なお、法人の場合は、担当者本人の本人確認書類の写しに加え、担当者が法人の従業員であることを証明する書類（社員証等）の写しを提出してください。

参考様式1

同意書

(申請者)

_____様

私は、私が所有権の一部を有する下記の建築物について、上記申請者が解体除却することに同意するとともに、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金の交付申請、請求、受領等の補助事業の遂行に関する一切のことを上記申請者に委任します。

記

所 在 京都市 _____ 区 _____

家屋番号 _____

※ 所在及び家屋番号は、建物の登記事項証明書の表題部に記載されているとおりに記入してください。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(共有者)

現住所 _____

氏 名（自署又は記名・押印） _____

連絡先（電話） _____

建物の登記事項証明書の権利部（甲区）に記載の住所と現住所は、

同じ

異なる → 建物の登記事項証明書の権利部（甲区）に記載の住所と現住所が異なりますが、本人に相違ありません。

同意書

(申請者)

_____様

私は、下記の建築物について、法定相続人として、上記申請者が解体除却することに同意するとともに、京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金の交付申請、請求、受領等の補助事業の遂行に関する一切のことを上記申請者に委任します。

記

所 在 京都市 _____ 区 _____

家屋番号 _____

※ 所在及び家屋番号は、建物の登記事項証明書の表題部に記載されているとおり記入してください。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(相続人)

住 所 _____

氏 名（自署又は記名・押印） _____

連絡先（電話） _____

同意書

(申請者)

_____様

私は、下記の建築物について、当該建物に設定した権利者として、上記申請者が解体除却することに同意します。

記

所 在 京都市 区 _____

家屋番号 _____

設定した権利 _____

※ 所在及び家屋番号は、建物の登記事項証明書の表題部に記載されているとおりに記入してください。

令和 年 月 日

(権利者)

現住所 _____

氏 名 (自署又は記名・押印) _____

連絡先 (電話) _____

建物の登記事項証明書の権利部 (甲区) に記載の住所と現住所は、

同じ

異なる → 建物の登記事項証明書の権利部 (甲区) に記載の住所と現住所が異なりますが、本人に相違ありません。

同意書

(申請者) ※解体除却する住戸の所有者等

_____様

私は、私が所有する長屋建て住宅の住戸の同一棟にある下記の住戸について、次の条件の下、上記申請者が解体除却することに同意します。

(条件)

- ・ 解体除却工事を行う前に、解体除却により残置する建物の倒壊の危険性の有無を調査するために、上記申請者の責任と費用負担にて、建物の構造を調査すること。
- ・ 上記調査の結果、残置する建物の倒壊の危険性がある場合は上記申請者の責任と費用負担にて、その補強工事を行うこと。
- ・ 解体除却工事が完了した場合において、上記申請者の責任と費用負担にて、隣接する住戸の壁の補修工事を行うこと。
- ・ その他解体除却によりトラブルが発生した場合は、上記申請者の責任と費用負担にて、直ちに対応すること。

記

所 在 京都市 _____ 区 _____

家屋番号 _____

※ 所在及び家屋番号は、建物の登記事項証明書の表題部に記載されているとおりに記入してください。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(解体する住戸と同一棟にある他の住戸の所有者)

現住所 _____

氏 名 (自署又は記名・押印) _____

連絡先 (電話) _____

建物の登記事項証明書の権利部 (甲区) に記載の住所と現住所は、

同じ

異なる → 建物の登記事項証明書の権利部 (甲区) に記載の住所と現住所が異なりますが、本人に相違ありません。

同意書

(申請者)

_____様

私は、私が所有する土地に存する下記の建築物について、上記申請者が解体除却することに同意します。

なお、当該建築物の解体除却により、当該土地に対する固定資産税等について、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなり、税額が上昇する可能性があることは承知しています。

記

所 在 京都市 区 _____

家屋番号 _____

※ 所在及び家屋番号は、建物の登記事項証明書の表題部に記載されているとおり記入してください。

令和 年 月 日

(土地所有者)

現住所 _____

氏 名 (自署又は記名・押印) _____

連絡先 (電話) _____

土地の登記事項証明書の権利部 (甲区) に記載の住所と現住所は、

同じ

異なる → 土地の登記事項証明書の権利部 (甲区) に記載の住所と現住所が異なりますが、本人に相違ありません。

空き家を解体除却した後の跡地の利活用について

京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金の交付申請を行った空き家の解体除却について、当該空き家を解体除却した後の跡地を下記のとおり利用します。

記

補助金交付決定通知書の年月日及び番号	令和 年 月 日 京都市指令都住政第 号
利 用 方 法	<input type="checkbox"/> 住宅（新築） <input type="checkbox"/> 資材等置き場 <input type="checkbox"/> その他（ ）
計 画 ・ ス ケ ジ ュ ー ル	（上記利用に向けたスケジュールを記載）
現 在 の 状 況	（上記利用に向けた現在の状況を記載）
添 付 資 料	（具体的な利用方法、計画・スケジュール、現在の状況等が分かる資料があれば添付） <input type="checkbox"/> あり（別紙のとおり） <input type="checkbox"/> なし

令和 年 月 日

（申請者）

現住所 _____

氏 名 _____